

令和4年9月14日判決言渡し 同日交付 裁判所書記官

令和4年(ネ)第304号 署名簿引渡請求控訴事件(原審・名古屋地方裁判所令和3年(ワ)第1103号)

口頭弁論の終結の日 令和4年7月13日

5

判 決



控 訴 人 水 野 昇

名古屋市中区丸の内2丁目7番19号

被 控 訴 人 お辞め下さい大村秀章愛知県

10

知事愛知100万人リコール
の会

同 代 表 者 高 須 克 彌

同訴訟代理人弁護士 田 中 智 之

主 文

15

1 原判決主文第1項を次のように更正する。

控訴人は、被控訴人に対し、本判決別紙「目録」記載の署名簿9枚を引き渡
せ。

2 原判決主文第2項及び第3項を次のとおり変更する。

20

(1) 本判決主文第1項により更正後の原判決主文第1項の強制執行の全部又は
一部ができないときは、控訴人は、被控訴人に対し、強制執行ができない署
名簿1枚当たり10円を支払え。

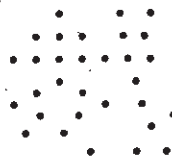
(2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

3 控訴人のその余の控訴を棄却する。

25

4 控訴人と被控訴人との間に生じた訴訟費用は、第1審及び第2審を通じ、こ
れを4分し、その3を控訴人の、その余を被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

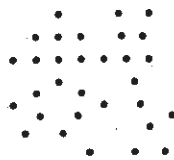


第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消部分に係る被控訴人の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

- 5 1 本件（原審）は、愛知県知事の解職請求のための署名運動等を行う政治団体である被控訴人の推進により作成された原判決別紙「目録1」記載の署名簿54枚（以下「本件署名簿」という。）及び署名簿を選挙管理委員会に仮提出した際に交付された原判決別紙「目録2」記載の署名簿仮受領書（以下「本件仮受領書」といい、本件署名簿と併せて「本件署名簿等」という。）を控訴人が占有
10 しているとして、主位的には、被控訴人が、本件署名簿等は被控訴人に総有的に帰属すると主張して、所有権に基づき、予備的には、被控訴人の解職請求代表者の一人である原審相原告高須克彌（以下「高須」という。）が、本件署名簿等は高須が他の解職請求代表者らと共有していると主張して、共有持分権に基づく保存行為として、控訴人に対し、本件署名簿等の引渡しを求めるとともに、
15 引渡しについて強制執行ができないときは、本件署名簿につき54万円（署名簿1枚につき1万円）、本件仮受領書につき10万円の代償請求をする事件である。
2 原審が、被控訴人の主位的請求を、本件署名簿のうち9枚の引渡し及び2万7000円の代償請求の限度で認容し、被控訴人のその余の主位的請求及び高
20 須の予備的請求をいずれも棄却する旨の判決（原判決）をしたところ、控訴人敗訴部分を不服として控訴人が控訴した（控訴人は、高須に対しても控訴したが、これを取り下げた。）。
3 ところで、原判決の事実及び理由によれば、原判決は、本件署名簿全部（54枚）の引渡しを求める被控訴人の請求については、本件署名簿のうち愛知県警察によって押収された合計45枚の引渡しを請求する部分を理由がないもの
25 とし、同45枚を差し引いた9枚の引渡しを請求する部分を理由があるものと

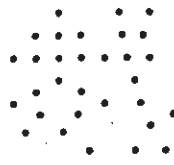


していることが明らかである。

したがって、この理由がある部分を認容する主文においては、引き渡すべき対象物をそのような9枚であることが明確となるように特定すべきところ、原判決主文第1項は、対象物を「(原判決)別紙目録1記載の署名簿54枚のうち9枚」とのみ記載して54枚のうちのいかなる9枚であるのかを特定しておらず、この点は上記の原判決の事実及び理由に照らし誤記に類する明白な誤りであると認める。

4 この点に関し、被控訴人は、当審において、「1 控訴人は、被控訴人に対し、本判決別紙「目録」記載の署名簿9枚を引き渡せ。2 前項の強制執行ができないときは、控訴人は、被控訴人に対し、前項の署名簿1枚当たり3000円を支払え。」と引渡しを求める署名簿9枚を簿冊番号によりさらに特定するとともに、引渡しを求める対象物を本件署名簿及び本件仮受領書から本判決別紙「目録」記載の署名簿9枚の範囲に限定し、1枚当たりの代償額を1万円から3000円に減額して請求をいずれも減縮し(被控訴人の令和4年6月15日付け訴えの変更申立書には「被控訴人の従前の請求との関係としては、交換的変更の趣旨のものである。」との記載があるが、上記趣旨と解される。)、控訴人は、かかる請求の特定及び減縮に同意した。

5 したがって、本件の審理対象は、被控訴人の控訴人に対する本判決別紙「目録」記載の署名簿9枚の引渡請求及びこれに係る強制執行不能の場合の代償請求(執行不能1枚当たり3000円)である。なお、原判決主文第3項中、被控訴人の控訴人に対する署名簿45枚(本件署名簿のうち本判決別紙「目録」記載の署名簿9枚以外のもの)及び本件仮受領書の引渡請求並びにこれらに係る強制執行不能の場合の代償請求及び本判決別紙「目録」記載の署名簿9枚の引渡請求に係る強制執行不能の場合の代償請求のうち2万7000円を超える部分をいずれも棄却した部分は、上記4の当審における請求の減縮により当然に失効している。



6 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正し、下記第3のとおり当審における控訴人の主張を補充するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第2、1(1)から(3)まで及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、引用する原判決の記載中、「原告リコールの会」とあるのは「被

5 控訴人」と、「原告高須」とあるのは「高須」と、掲げる証拠として「被告」とあるのは「原審における控訴人本人尋問の結果」とそれぞれ読み替えるものとする（以下、原判決記載の引用部分について同じ。）。

(1) 原判決3頁25行目に掲げる証拠に甲第2号証及び第12号証の2を加える。

10 (2) 原判決4頁8行目から9行目にかけての「押収された合計45枚を差し引いた9枚を」を「押収されなかった本判決別紙「目録」記載の署名簿9枚を」と改める。

(3) 原判決4頁20行目及び5頁5行目の各「(原告)」をいずれも「(被控訴人)」と改める。

15 (4) 原判決5頁6行目、7行目及び10行目の各「1万円」をいずれも「3000円」と改める。

第3 当審における控訴人の主張の補充

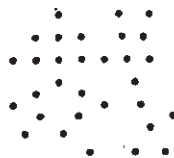
- 1 控訴人は、本件未提出署名簿を紛失した。
- 2 犯罪組成物である偽造署名簿に財産的価値はない。

20 第4 当裁判所の判断

- 1 被控訴人の本件未提出署名簿引渡請求について

当裁判所の判断は、前記第3、1の当審における控訴人の主張に対する判断を含め、原判決の「事実及び理由」中の第3、1及び2の記載を次のとおり補正して引用するとおりである。

25 (1) 原判決6頁1行目の「残余の9枚（本件未提出署名簿）については、」を「本判決別紙「目録」記載の署名簿9枚（本件未提出署名簿）については、愛知



県警察の司法警察員による押収の事実がなく、かつ以下に説示するとおり、
と改める。

(2) 原判決6頁3行目の「被告は、」の次に「原審における」を加える。

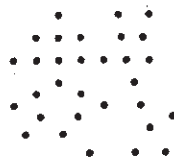
(3) 原判決6頁14行目から21行目までを次のように改める。

「しかし、控訴人は、控訴人の上記供述を前提としても、控訴人は本件未提出署名簿の所在がわからないだけで、控訴人がその自動車内や自宅など控訴人の支配圏内において本件未提出署名簿を直接占有している可能性や、控訴人がマスコミ関係者及び知人等に本件未提出署名簿を預けるなどして間接占有している可能性があるのであって、控訴人が本件未提出署名簿の占有を喪失したことが立証されたとはいえない。」

(4) 原判決6頁22行目の「喪失した」から23行目の末尾までを「開始した事実が認められる一方で、これを喪失した事実を認めるに足りないから、控訴人は現在も本件未提出署名簿を占有しているというべきである。」と改める。

2 被控訴人の強制執行不能の場合の代償請求について

強制執行不能の場合の代償請求は、物の引渡義務の履行に代わる填補賠償請求であるから、代償金の額はその物の時価となるどころ、本件未提出署名簿は、公法上の解職請求に用いられたものであり、それ自体において私的な取引対象になるようなものではなく、財産的価値が高いとはいえない上、その写し(乙21の1、7、8、24、26、28から30、乙31の9)によれば、本件未提出署名簿の各葉はいずれも前記第2、6の前提事実(引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第2、1(2)(補正後))のとおり印字がされた上に、既に書込み等がされているものであって、もはやその署名用紙その他の用紙としての利用可能性も低いといわざるを得ないけれども、有体物である以上、全くの無価値であるともいい難いから、社会通念上認められる原価(紙代及び印刷費)を勘案して、本件未提出署名簿1枚当たりの代償金の額を、10円とする



のが相当である。

この点について、控訴人は、前記第3、2のとおり主張するが、本件未提出署名簿を刑法19条1項1号に定める犯罪行為を組成した物として没収する裁判が確定したとの事実を認めるに足りる証拠はなく、本件未提出署名簿に財産的価値が全くないとの主張としては前提を欠く主張であり失当である。

3 結論

したがって、被控訴人の控訴人に対する本件未提出署名簿の引渡請求は、理由があるからこれを認容すべきであり、被控訴人の本件未提出署名簿に係る代償請求は、引渡しについて強制執行ができないときは、本件未提出署名簿1枚当たり10円の支払を求める限度で理由があるからこの限度で認容すべきであり、その余は理由がないから棄却すべきである。

第5 結語

よって、被控訴人の本件未提出署名簿引渡請求を認容した原判決主文第1項は相当であるが、前記第2、3の明白な誤りがあるから、民事訴訟法257条1項により職権でこれを更正し、原判決主文第2項及び第3項（前記第2、5のとおり失効している部分を除く。）は上記第4、3の判断と異なる限度で一部相当でないから、控訴人の控訴は一部理由があり、この判断に従って原判決主文第2項及び第3項を変更し、控訴人のその余の控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

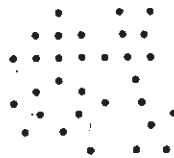
名古屋高等裁判所民事第1部

裁判長裁判官

松

村

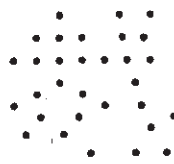
徹



裁判官 溝 口 理 佳

5

裁判官 片 山 博 仁



(別紙)

目録

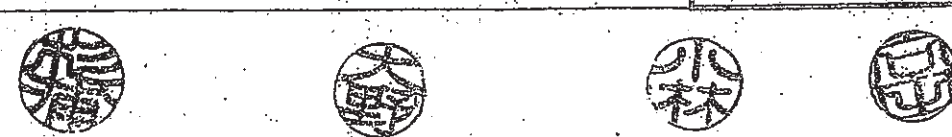
本別紙添付の「警察安全相談等・苦情取扱票」(受理日を令和2年11月6日、受理者を守山警察署警部補、申出者を控訴人、件名を「愛知県知事の解職請求の署名簿に偽造されたものがたくさん入っている」とするもの)の3枚目の様式第2(その2)「申出の要旨及び受理時における取扱状況」欄の1行目から3行目までに「申出者の内の水野が、尾張旭市の選挙管理委員会に提出しようとした際にその代筆の状態に気づき、その際に同様の代筆と思料される、54枚の署名簿を、直前で選挙管理委員会への提出を取りやめて、自身で保管した。」と記載されている、下記①から⑤までの各欄が設けられ、⑥の記載がある、愛知県知事大村秀章解職請求者署名簿54枚のうち、簿冊番号が第13560番、第13567番、第13568番、第13587番、第13589番、第13592番、第13593番、第13594番及び第13608番の愛知県知事大村秀章解職請求者署名簿9枚。

記

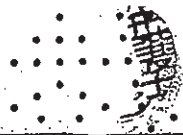
- ① 署名年月日欄
- ② 署名者住所欄
- ③ 署名者氏名欄
- ④ 生年月日欄
- ⑤ 押印欄
- ⑥ お辞め下さい大村秀章愛知県知事愛知100万人リコールの会会長高須克弥

以上

警察安全相談等 苦情取扱票

<input type="checkbox"/> 対応の一部依頼 <input type="checkbox"/> 情報提供 番号()		※相談取扱責任者 課(係) 課長・課長代理 (課長補佐) (対応を継続する場合に記入すること)		印
決裁欄 				
分類	03 - 24 - 79	整理番号	守山: 2366	
種別	<input checked="" type="checkbox"/> 警察安全相談 <input type="checkbox"/> 要望意見 <input type="checkbox"/> 感謝激励 <input type="checkbox"/> 事件情報 <input type="checkbox"/> 苦情 <input type="checkbox"/> その他			
態様	<input checked="" type="checkbox"/> 来訪 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 署(所)外活動 <input type="checkbox"/> 他の所属から引継ぎ <input type="checkbox"/> 他の都道府県警察から受理 <input type="checkbox"/> 警察以外の行政機関等から受理(□県内 □県外)			
件名	愛知県知事の解職請求の署名簿に偽造されたものがたくさん入っている			
受理日時	令和02年11月06日(金) 午後 1時 50分 から 120分間			
受理者	所属 守山警察署	課(係) 刑事課知能係	警電 742-352	<input type="checkbox"/> 当直 <input type="checkbox"/> 日直
	階級・職 警部補	氏名	職員番号	
受理時における措置	<input type="checkbox"/> 検挙・補導 <input checked="" type="checkbox"/> 指導・助言 <input type="checkbox"/> 警告・説得 <input type="checkbox"/> 被害受理 <input type="checkbox"/> 各種届出受理 () <input type="checkbox"/> 警察以外の行政機関等の教示 () <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 打切り)			
	<input type="checkbox"/> 他の所属・他の都道府県警察への引継ぎ等 (引継ぎ等先:) <input type="checkbox"/> 警察以外の行政機関等への引継ぎ (引継先:)			
申出者	住所	[Redacted]		
	職業 (会社名等) 公務員 ()	電話番号	[Redacted]	
関係者	住所	[Redacted]		
	職業 (会社名等) 自営業者 ()	電話番号	[Redacted]	
	氏名 水野 昇 [Redacted]	年齢 (<input type="checkbox"/> 歳)	性別 (<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不詳)	
関係者	住所	[Redacted]		
	職業 (会社名等) 自営業者 ()	電話番号	[Redacted]	
	氏名 鶴飼 幸孝 [Redacted]	年齢 (<input type="checkbox"/> 歳)	性別 (<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不詳)	
関係者	住所	[Redacted]		
	職業 (会社名等) 自営業者 ()	電話番号	[Redacted]	
	氏名 竹内 良二 [Redacted]	年齢 (<input type="checkbox"/> 歳)	性別 (<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不詳)	
関係者	住所	[Redacted]		
	職業 (会社名等) ()	電話番号	[Redacted]	
	氏名	年齢 (歳)	性別 (<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不詳)	
※解決日	年	月	日	※この欄は、裏面の指揮事項が「継続」とされている警察安全相談等への対応又は苦情の処理が完了した時に記入すること。
※措置者 <input type="checkbox"/> 受理者 に同じ。	所属	課(係)	警電	
	階級・職	氏名	職員番号	
※措置	<input type="checkbox"/> 検挙・補導 <input type="checkbox"/> 指導・助言 <input type="checkbox"/> 警告・説得 <input type="checkbox"/> 被害受理 <input type="checkbox"/> 各種届出受理 () <input type="checkbox"/> 警察以外の行政機関等の教示 () <input type="checkbox"/> 引継ぎ (引継先:) <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 打切り)			
備考	統計項目:なし			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 ※欄は、所属長又は報告者が記入すること。



申出の要旨及び受理時における取扱状況

申出者らは、大村知事の解職請求（リコール）運動にボランティアとして参加していた旨自称している者である。

今年8月25日から10月25日までの間に、街頭での勧誘や戸別訪問等により、知事のリコールの署名を集め、昨日11月5日に各自治体の選挙管理委員会に提出する運びとなった。

なお、署名に使う用紙は、解職請求団体が専用の様式を作成しており、高須克弥を筆頭とする37名の請求代表者が名を連ねており、各用紙に10名分の署名ができる枠があるものであり、これら請求代表者か或いは請求代表者から委任を受けた受任者により署名を求める方式である。

この選挙管理委員会に提出をしようとした署名簿の中に

署名の年月日が、署名期間外の10月26日となっている

同じ用紙に同一人物と思われる筆跡の署名ばかりがされている

という偽造が疑われるものが多数枚まぎれていたとのこと。

リコール署名の代筆は、地方自治法第74条により、身体障害者等といった署名ができない理由でなければ認められない旨の規定があり罰則も定められているとのことである。

原本保管課 警務 会計 生安 地域 刑事 交通 警備
その他 ()

解決 (R2) 年 11 月 9 日
他の所属への情報提供 (提供先:)
引継ぎ (他署 本部所属 他の都道府県警察 警察以外の行政機関等)
(年 月 日 引継先:)

※所属長
指揮
事項

継続
担当課(係)の指定 (※「相談取扱責任者」欄を記入すること。)
警務 会計 生安 地域 刑事 交通 警備
その他 ()

写しの配布先
警務 会計 生安 地域 刑事 交通 警備
その他 ()

対応の一部依頼 (依頼先:)
他の所属への情報提供 (提供先:)

苦情として処理 (苦情処理担当者: 課(係))

[指揮内容]

平件化を模索し、本相談に解決を促すこと。



申出の要旨及び受理時における取扱状況

申出者の内の水野が、尾張旭市の選挙管理委員会に提出をしようとした際にその代筆の状態に気づき、その際に同様の代筆と思料される54枚の署名簿を、直前で選挙管理委員会への提出を取りやめて、自身で保管した。

申出者らが、他の自治体のボランティアの者と連絡を取り合ったところ、把握できただけでも、中川区、港区、豊田市、豊川市、田原市、幸田町等でも同様に代筆と思料される署名簿が多数枚発見されているとのこと。

申出者らは、リコール運動には参加していたものの、法に抵触する可能性のある署名簿の提出をためらい、上記54枚の代筆が疑われる署名簿の提出をしなかった旨申し立て、また、本件について、警察に情報提供するために来署したとのこと。

なお、申出者らが言うには、実際に代筆をした人物までは不明だが、代筆を指導した人物として疑われる者は、請求代表者の内の田中孝博、山田豪、渡邊美智代らではないかと考えているとのこと。

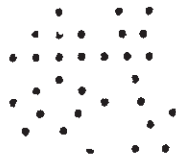
その理由は、本来の署名簿には、市町村名が印刷されていないが、代筆が疑われる署名簿には「尾張旭市」という文字が署名者欄に印刷されており、署名簿の印刷について、この3名が担当していたからだとのこと。

(対応)

リコール運動の署名の代筆という、私文書偽造の容疑の相談である。

本件については、捜査第二課と連携し、慎重に判断する方針とした。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 「申出の要旨及び受理時における取扱状況」欄の記載事項が多いときは、その1の続紙として使用すること。



これは正本である。

令和4年9月14日

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判所書記官 稲垣 浩

